

第 5 回北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成 15 年 11 月 14 日 (金) 15 : 00 から

ところ 北広島市役所 本庁舎 2 階会議室

出席者：横山委員長、小山委員、谷本委員、佐藤委員、安田委員

説明者：下村企画財政部長、三上企画財政部理事、

政策評価推進チーム：高橋班長（企画調整課長） 浜田主査、徳村主査

市民参加・協働推進チーム：木村班長（まちづくり推進課長）

桜井主査、折原主査

財政健全化推進チーム：佐藤班長（介護保険課長）

補助金・交付金検討部会：佐藤班長兼務、八町主査

受益と負担検討部会：川幡部会長（市民課長） 田中主査

財源確保の方策検討部会：安富部会長（税務課長）

行政運営システムの改革推進チーム：

行政の守備範囲・民間機能活用検討部会：石井部会長（下水道課長） 村上主査

行政サービス向上方策・人材育成手法検討部会：道塚主査

事務局：中村主査、花田主任

傍聴者 1 人

〔事務局からの議案説明は省略〕

委員長

どうもありがとうございました。安田委員が前回ご欠席だったんですが、結構議論が白熱いたしまして、もう一回事務局で持ち帰って整理をされました。是非この機会に安田委員だけではなくて他の委員の方も、さらに議論していただきたいと思います。運営費補助から事業費補助への切り替えの問題とか、それから実質的に補助金を出す側は事務局になっているということ、あるいは類似補助金の統廃合とか、それからこれから設置する審議機関といったものについて議論がありましたら、遠慮なくどうぞ。

委員

「補助金の審査方法の確立」という部分と併せて、「市民などによる補助金等を審議・答申する機関の設置」がありますが、これは対象分野によってある程度限定するのか、金額的な限定を考えていらっしゃるんですか。それとも、すべてのことを言っているんですか。

委員長

事務局、説明をお願いします。

事務局

一つは、このような形で改革していこうという目標設定でして、すべての補助金を審査の中で議論できないとすれば、例えば何年に一回とローリングさせていく。具体的な方向については、実践段階で委員会を設置して、市民の皆さんで協議をしていただく。

要望で市役所が補助金の枠で予算を決めるシステムから、市民の中で検討してもらうシステムにシフトしようというのが基本です。ですから具体的にいくらなのか、どのような基準でいくかは具体的には持っていません。ただ、市民の皆さんからご議論いただくにあたって、全く議論の余地のないものについては、市民の皆さんに報告したとしても、そこでの審査は考えてはいません。

委員

今、市民による評価とか「市民」という言葉がたくさん使われます。市民にとって行政サービスの仕組みの中で、分かる範囲と全く分からない範囲があると思うんです。市民側に見えているのは、表面的なものや自分たちに近い所です。そうではなくて行政の仕組みの中で必要な部分は、たくさんあります。それをどういうふうに考えていくのか。それから、市が作った団体に対する補助もあると思うんです。両方で作った団体よりも、市の中から作っている団体が結構あると思うんですけれども、そういう所の補助金は市民が見ても全然分からない部分があるのではないのでしょうか。いろんな行政内部の課の中に団体、事務局がかなりありますよね。市民による審議や答申の前に情報提供、情報公開を分かりやすくしないと、これは難しいだろうと思います。

今、私は札幌市の行政局担当の事務局をやっていますが、ここも「市民による」、「市民参加の」とついているんです。そうすると、市民がそういうことに参加するのに分かるくらいの情報提供するのは、本当に大変だという実感を持ってやっています。分かりやすい補助金とかはいいんですけれども、そうではない部分もたくさんあると素朴に思いました。

委員長

札幌市は相当外郭団体があって、市が出している外郭団体の補助金や委託金がすごく多いんです。北広島市の場合でもこの前データに出ましたけれども、札幌市に比べればはるかに少ないんです。ただ一つお聞きしたいのは、市が作っている団体はあるんですか。

事務局

市が積極的に組織運営に関わっているのは、例えば、交通安全推進委員会を市民と行政と警察など、いろんな機関が一体となつてつくっています。これはやはり市が、交通安全

推進の中心にいることから関わっています。市が100%出資の法人は夜間急病協会の1つしかありませんから、夜間急病センターも基本的に委託料で業務を担当していることになっています。

委員長

補助金の説明は前回ありましたが、はっきり言えばどれも零細な補助金なんです。まさに100%出資は夜間急病センターだけであるということです。むしろ前回の議論の時は市役所の中に事務局があることが、市にとってやりやすい部分もあるのではないかとということで、むしろ委員からもう少し柔軟に対応した方がいいのではないかと意見が出たり、全部委託にしたら、やはり運営費補助があった方が活動しやすい団体もあるのではないかと、というような感じで意見が出まして、今回修正されたのはそういう面で言うと、例えば「運営費補助から事業費補助への切り替え」の中でも、3行目の「ただし、市が育成すべきと判断される団体及び公益性のある団体へは運営費の一部を補助することができる」という文面が入ってきたり、それから2ページの5行目「やむを得ず市において事務局を担うか、市の直接事業化あるいは委託化などを検討する必要がある」という表現が入ってきたりという感じです。いわゆる最初の事務局案の方が、むしろラジカルだったんですけれども、後の方は少し直したという感じです。

委員

運営費補助から事業費補助へ切り替えと出ていたので、本当はもっと委託にしたいのかなと思ったんです。

委員長

事務局の案は最初、そうだったんです。原則的には委託の方がいいんでしょうけれども、しかし運営費補助も必要な部分もあるでしょうということです。

委員

事業費補助と委託の場合ですと、最終責任は違うんですね。

事務局

はい、違います。ここの部分は市が目的を持って、明確に成果を期待するのは委託なんです。補助というのは公益事業や公益性のあるものに対して、補助ができるという範疇です。ここで言っているのは、補助を受ける団体に公益性があるかないかではなくて、その団体がどのような活動をするかによって、そこに公益性が出てくるのか。団体を育てることは、公益性があるということとは必ずしも一致しないのではないかと。ということで、事業費補助へ切り替えようと。ただある団体があって、具体的な事業費補助ではなくて、運

営費補助があることによって、その団体が活動できる部分も中にはあるのではないか。市の実態としてもそのような団体がいくつかあるんです。その辺は公益性を重点的ににおいて弾力的に扱えるように考えております。

委員長

札幌市は外郭団体に委託事業費を出して、さらに運営費補助を出していますよね。

委員

1 団体、億単位で補助しています。

委員長

北広島市の場合はどうですか。運営費補助と事業費補助を1つの団体に両方出しているというのは、結構ありますか？

事務局

はい。農業関係が多いです。運営費の補助と併せて事業費が絡まっています。

委員長

その他にないですか。札幌市の外郭団体は完璧に両方ですからね。

事務局

社会福祉協議会の人件費等は補助金で出しています。基幹を担っている職員の人件費は補助金で出していて、社会福祉協議会に対して市の事業を委託しているというのがあります。その部分については委託料で出しています。

委員長

それを運営費で出せば、経常的にどうしても必要だという部分ですね。

事務局

はっきりした例では、シルバー人材センターへは運営費自体に国庫補助と同じだけの市の補助金を出して、市からは業務委託が発注されています。

委員長

あれは国との連動ですよ。

事務局

補助金を出しているのは、国の連動で出していますけれども、シルバー人材センターの活動に対して市がいろんな業務委託をしていますから、両方の部分があります。

委員長

この部分は一応このような文面でどうですか。それとももう少し踏み込んで議論しますか。

委員

いいんじゃないでしょうか。

委員長

それではこの部分については、また議論する機会等があると思いますので、次に受益と負担の検討部会から出ています取組状況の報告をしていただいて、それから議論に行きたいと思います。資料では4ページからになるでしょうか。それではよろしくお願いします。

〔事務局からの議案説明は省略〕

委員長

受益と負担検討部会の取組状況ということなんですけれども、資料がかなりたくさん付いていますね。何かございましたら。

委員

資料18ページに、市の単独事業の一覧表がありますが、これは上乘せの部分は入っているんですか。

事務局

はい。上乘せに横だし分も含めております。

委員

これはこの中では意図も簡単に分からないですので、説明してください。

事務局

「国・道の基準を上回る施策」ですけれども、21ページの上の方に国・道の施策廃止後の市単独ですとか、あるいは市単独という形で表示させていただいております。

委員

この20ページの2件だけが、上乘せ横だしというものですか。

事務局

20ページと次のページの「国・道の基準を上回る施策」も含まれます。

委員

なるほど。4件しかないんですか。

事務局

はい。

委員

分かりました。

委員長

なかなか難しい領域も結構あると思うんですね。今、北海道の町村に行くと、介護保険の低所得者利用料の軽減がずいぶん行われていまして、受益者負担を一定にしましょうという動きもあります。一方で受益者負担収入を強化しなければならない部分もあるし、逆のケースもあるので、難しいと思うんですけども。

委員

関連してお聞きします。そうすると18、19ページの市単独事業施策というのは、多くの市単独ということなんですね。

事務局

全体的に今、しわ寄せの部分がここから始まっているんです。その中でも内容と合致する部分もございますので、主として市単独の内容、20ページからは廃止後独自でやっていることと、21ページは完全に上乘せをしているという部分です。例えば18ページの場合、「機能訓練事業」が右側を見ていただきたいのですが、「左の内扶助費」が81万5千円で一般財源のつけは全く単独である。それから、上から3つ目の「重度心身障害者医療費助成事業」の場合は、道との共同事業で、市町村で止める、止めないという判断ができるんですけども、扶助費の内一般財源は約半分程度という内容です。非常に区分しづらかったんですが、考え方としては18ページ以降は半額横だし、上乘せがはっきり明確に分かるものと合わさっているものとで、廃止後と上回るのがはっきり分かるものだけ2枚別にしていきます。

委員

あとは混在しているものなんですね。分かりました。

それと、もう一つ。「事業費（決算額）」に対して「左の内扶助費」となっています。例えば、分かりやすいもので一番上の「機能訓練事業」ですけれども、事業費が約250万円で扶助費が約80万円。この差というのは何でしょうか。

事務局

例えば全体の中で、消耗品とか備品とか年間事業費250万円。その内、純粋な扶助費は81万5千円ということです。この中では交通費の助成を扶助費として捉えています。内容的には「個別、集団、訪問訓練、地域交流会、患者会支援を実施」ということがありまして、この中で扶助費として捉えているのは、ここに来る交通費の助成であるということでございます。

例えば「精神保健推進事業」の場合は、通所交通費を助成しているとか、家族会の支援、あるいは健康講座、個別相談、家庭訪問指導があります。

委員

分かりました。事業のトータルを載せたということですね。

事務局

ですから、施策事業の場合、節別を併せたものを事業として捉えて、その内の対象となる扶助費は内訳して、こうであるという内容に結び訳です。

委員

素朴に聞きたいんですが、19ページの「市単独施策」の中ほどに「上下水道料金助成事業」というものがあって、次に見ていくと、生活保護世帯、重度障がい者世帯、母子世帯とありますが、生活保護世帯を除くとしっくり来るんですけども、どうして生活保護世帯に水道料金を助成するのか。普通、生活保護の世帯はそもそも水道料金も保護されている訳ですから。働いている母子世帯や障がい者とかなら、しっくり来るんです。ところが生活保護の場合は、完全にある意味生活が守られている人に対して、どうして別に上下水道の料金まで守ってやる必要があるのかなと素朴に思ったんです。この辺はどうなのでしょう。

事務局

おっしゃるとおりです。歴史的な背景がありまして、実は北広島市は広島町の時代に、全国で3番目くらいに高い水道料金の町だったんです。そういう時に社会福祉施設とか、一部の対象者に補助金を出していました。その後、水道料金を引き下げし、現在に至って

おりまして、いろんな検討項目に該当する所ですのでこの部分については、どこかの段階で明確に方向性を出すことが必要だと思っています。

社会福祉施設の助成金については、3年計画で段階的に激変緩和をして、廃止することになっています。

委員長

民間社会福祉施設はいくつかありますよね。

事務局

全部の施設（対象9施設）ですね。

事務局

ここに載っている18ページから21ページの部分は、単純に言いますと市単独の施策が全部載っているのではなくて、どちらかという福祉的な扶助費的な部分であります。

委員

全部入っている訳ではないでしょう。扶助費の単独と言ったら、いくらでもありますから。

事務局

公的なものは除いて、補助費はサービスが入っています。

委員

ちょっと分からなくなってしまうんですけども、扶助費と補助費はどのように定義すればいいんですか。

委員長

この扶助費というのは、性質別決算の義務的経費の中の一つということでもいい訳ですね。

事務局

はい。

委員

決算統計の扶助費で書いてあるんですか。

事務局

はい。

委員

文章で書いてあるのは、みんな補助金ですよ。節の補助費で出したんですか。

事務局

ものによっては扶助費であったり、事業費補助に交通費を含んでいたりします。

委員

そういう感じですよ。それはいいんですけども。

事務局

助成金は重なってくる部分もあるんですけども、決算統計上の扶助費を対象としています。

委員

代表的な扶助費の、生活保護費はどのようになっているんですか。

事務局

要するに私どもが検討する部分で、国に法律で決まっている所は除外しておりまして、それ以外は先ほど説明した中で、国や道の基準を上回っている、あるいは市単独で実施しているものを抽出して検討する内容になっています。ですから、扶助費は最もたくさんあります。

委員

これには含んではいないということですか。

事務局

これには入れていません。

委員

それでは、生活保護費に上乘せしたりしているものはないんですか。

事務局

ありません。(先ほどの水道料金の方は別ですけど。)

委員

そうですか、分かりました。

委員

あと一つ聞きたいんですが、18ページの真ん中辺に「老人医療費助成事業」という「道老」と「市老」があるんですけども。これは確認ですが、摘要の所に道基準というものがあって、例えば「道老」の部分を見ますと、「所得制限有り」これは道基準ですね。北広島市の場合を見れば、どういうふうな市単独事業になるのでしょうか。まず、所得制限がないのかどうか。ちょっとその辺を教えてください。

事務局

「道老」、「市老」というのは分かりづらいんですけども、道と一緒にやっているものは「老人医療助成事業（道老）」ということで、共同事業でやっております。これについては、要件が書いてございますけれども、該当する所得要件が市独自でやっているものは高い訳です。それを所得制限としてそれ以下の方を「道老」として、70歳以下でも老人保健法による一部負担金が軽減された対応にするという内容です。

「市老」につきましては、一定の低い所得要件なんですが、そこに該当する方を対象にしていますので、ここで所得要件そのものが制度の中に入っていますので、理解をしていただきたいと思います。

委員

所得要件は一緒なんですね。

事務局

「道老」の場合は、道と所得要件は同じです。「市老」の場合には、もっと低い所得要件でやるということです。ですから「市老」の場合は、68歳は市民税非課税世帯であり、69歳は道基準ですけども、一定の所得要件を作っているということなんです。

委員長

それは「道老」、「市老」両方とも決めるということですか。

事務局

ものすごく低い方が「市老」で、少し高い方は「道老」になります。

委員長

高いのは「道老」ですか。

事務局

はい。それで「市老」の場合は、市内の病院に限定されています。

委員長

そうすると「市老」の中で、扶助費に入らないものもあるということですか。

事務局

いいえ。医療費ですので、すべて扶助費になります。

委員長

いや、ただ事業費が224万円でしょう。それで213万3千円が扶助費になっているんですよ。

事務局

若干の事務費が入っています。

委員長

一般財源は162万4千円ということは、あと一般財源以外は何を使う訳ですか。

事務局

その他の財源といたしまして、高額医療の戻入金をあてております。医療制度の場合は、個人に代わって市町村が高額医療を保険全体を請求することになります。

委員長

上の方の699万2千円で321万7千円というのは、道の補助金が出ていると理解するんですね。

事務局

はい。

委員長

ということで、整理されているんですけども、かえって分かりにくい部分もあると思います。どうでしょうか。まだこの表の見方はいろいろあるのではないかと思います。

委員

しつこいですが、老人医療費の助成事業の「市老」という所で、市内の医療機関

のみ有効というのは、将来説明責任が弱くなるのではないかと感じます。例えば隣町にいい病院があって、そこで受けたいのに、そこだと補助が受けられない。自分のまちではないとダメだという、北広島市の医師会を悪く言う訳ではないけれども、患者にしてみると、隣町にすごくいい病院があるのに、そこを受診するとサービスが受けられないというのは、公平性ではどうなのかなと思うんですけども。

事務局

まず、還付方式だと全国どこでも使える訳です。一方、市民の皆さんが「市老」の証明書を持っていくと、病院の窓口では医療費を払わないシステムです。基本的には道と共同事業で一定の枠で、さらに上乘せの形事業として市内の医師会の協力の中で、取扱い窓口で料金を払わないで無料でできるカードを持っていくことを考えた時に、市内に限定したというのが実態です。

市内には大きな総合病院はございませんが、それぞれ分かれております地区に診療所、医院が配置されています。ですから、(今は、産婦人科医がいませんけれども)通常の部分にはクリアーできるだろうという形でスタートをしているということです。

委員長

あと11ページの使用料の現状や、手数料の釣り合いで質問はありませんか。

委員

負担金の話ですが、表を見ていると毎年、何年間か同じ額で横並びになっています。平成12年度、平成13年度、平成14年度予算も同じ額というものがたくさんあります。この辺は額が固定化されている理由があるんですか。

事務局

それぞれの負担金の中で定額負担もございまして、それは毎年並ぶことがあります。

委員

これは全然変わってこないんですか。

事務局

例えば、定額というのは地方財務協会負担金とか、地方債協会負担金、あるいは交流クラブ負担金ですとか、自家用自動車協会負担金など、定額のものもあります。一部事務組合はそれぞれ毎年の事業費によって変わってきます。それから政策形成行為等も基本的に大差はないんですけども、内容によっては変わる場合もありますが、基本的には同じ額が並んでいるということでございます。

委員

例えば、全国市議会議長会負担金の全体は同じ額でできていますよね。

事務局

この場合は議長会、それから北海道市議会議長会に均等割り、人口割りということで、基本的に基準が変わらなければ、同じ額が並ぶという内容になっております。

事務局

今回、各団体の負担金にわれわれ地方が置かれている財政状況などいろいろなことを考えた場合、是非、見直しして縮小してくださいとお願いする文書を出しています。全国的にもいろんな動きがあります。

今の市議会議長会の部分について北広島市は、平成17年に本格的に見直しをしたいという動きで来ています。大きな所でいいますと、上から4番目にある北海道市長会負担金については平成15年の数字ですけれども、平成16年度で負担の金額については縮小したいというような動きになってきております。ただ、小額の定額で年会費として納めている団体が多くなっていますので、この扱いも検討すべきと考えています。

委員

細かい年会費的なものは情報入手という感じですか。

事務局

そうです。ですから、これらも情報通信基盤が整備されたことによって、わざわざそこから会報をもらわなくても、情報収集できるだろうと。そうであれば、その会を脱会してもいいのではないかと。

委員長

例えば北海道市長会を脱会しなければならないという訳ですか。

事務局

いや、情報収集の規定で言えば、「協会負担金」ということを言っています。北海道市長会は情報収集のためだけに参加をしている訳ではありません。

委員長

そうですね。

事務局

全道的な問題をいろいろ協議をしていくということでは、情報収集だけではなくて、逆に意見反映の場としても必要となっております。

委員長

絶対お付き合いをせざるを得ない場合が、たくさんあるということですよ。

委員

これはもう、この組織がいつ頃できているのかとか、組織の目的や使命がどうなのかなという所から掘り下げていかないと、もちろんお付き合いしなければならないこともたくさんあるんでしょうけれども。このようなものは協議会や団体が存在するための負担金の意味合いが多いですよ。かえって先ほどの補助金よりも、市民への説明責任が難しい所で逆に市民を入れた方が、気が合うのではないのでしょうか。冗談ですけども、ちょっと感じました。

あと一部事務組合なんですけれども、これは違う方法でできるのでないですか。一部事務組合でやっていることを民間委託にしたいとか、できないだろうかと検討している所もあるくらいですよ。

事務局

ここでいう一部事務組合のうち、恵庭青年の家は今年度いっぱい解散です。それと先ほど問題提起しましたけれども、3番目については、環境の変化、時代の変化によって大きく役割が変わってきています。激しく委託という感を持っていますけれども、一部事務組合は人格を持っているものですから、北広島市の推進本部会議で、他の人格のことをいきなり過激に言うのはいかがかと思っています。

委員長

他の市町村との関係で、合意形成が難しいでしょうね。

事務局

道央環境衛生組合の構成は、由仁町、南幌町、長沼町と北広島市ですが、全地域で既に下水道は始まっていますので、二重でコストをかけてやっていくことが妥当かどうかということは、何らかの対応をしなければならない事業です。

委員長

ただ、市町村によって下水道普及率の進み具合も違いますからね。世の中あまり進んでいないでしょう。逆を言うと北広島市は進んでいますから、あとは3町でやってください、

ということと言えるでしょうけれども、自分たちは脱退するということもない訳ではないでしょうけれどもね。

事務局

ただ、手続的に可能かどうかですけれども、今は規制緩和の時代ですから、下水道処理施設に何らかの手法を使って投入をするということも、効率的に2ヶ所の処理場を持つよりも1ヶ所の方がいい訳です。逆に公共下水道に多額の投資をしていますから、そういったものを活用することによっていろいろと省力化できることも検討素材の一つなのかなと思います。

委員

最終的には、そんなに大きな負担をしないで、住民が衛生的で暮らしやすいサービスを受けられる方向を選ぶということになりますよね。抜けるとか委託のシュミレーションをしたことによって、それぞれの構成市町村の負担金の割合が減ることもありますね。

委員長

ゴミは一緒にやっているんですか。

事務局

ゴミは、今は単独でやっています。現在は単独ですが、広域でやることを今検討をしている段階です。

委員

では、これは将来的な負担金配分ということですか。

事務局

まだやっておりませんが、一応この中に区分として入れたということです。地域のゴミの方です。

委員

手数料なんですけれども、手数料の算出基礎の調査原価は、これは人件費も全部含めたコストということですか。

事務局

人件費がベースです。人件費と物件費がベースとなっております。

委員

手数料・使用料ですが、原価計算されて原価より下になっていますよね。実際の徴収額で、直近の見直し、今の原価になったのはいつ頃されたんですか。

事務局

平成6年度に見直しして以来、やっておりません。平成12年度に見直しを検討したんですけれども、金利の状況や全国の状況などを勘案して、そのまま据え置きになっています。平成6年度以降変わっておりません。

委員

平成6年の時は原価計算されて、いろいろ条例単価になっていますよね。このように平成6年に決めた時は、同じになっていたんですか。

事務局

いや、同じにはなっていないと思います。若干近づいたという内容で、やはり前後のバランス等を勘案している部分が大きな要因だと思います。

委員

ですから今回、見直しをして原価を正しく現状に合わせて算定します。かなりの乖離があります。この文章でいくと、「応分の負担を求める」と書かれています。「応分の負担」とは平成6年と同じように、ある程度政策的な判断を入れて、1,000円かかるのに今は、500円に抑えている。まだ、倍になるのは大変だと。見直しは3年間でやろうとか、750円に収めようとか。そういう意味ですか。

事務局

この時の「応分」というのは、必要に応じた負担をいただくという前提です。

委員

原価計算は現実にされたと思うんですけれども、原価計算は多くの単価を下回っているんです。そうすると、原価計算どおりに値上げするということですか。

事務局

最終的な値上げという部分ですと、議会の条例案件ですから、いろんな他市との絡みとか、相対的な評価をやはりしなければいけないと思うんです。受益と負担で必要な手数料の原価を明確に整理して、それを改良しながらいろんな形の中で最終的に価格というのは決まっていくでしょうけれども、まずは大原則に向かってスタートして行こうと。最初が

ら着地点を想定しないで、検討しようと考えています。確か平成6年の時も、近隣市の動向はどうなっているのだろうかという、最初から着地点ありきの原価計算が実態としてはあったような気がします。本質的なコストの部分を整理して、それを明らかにする中で、しかるべき手続きで改正をしていくということだと思えます。

ですから、全部いっぺんに3倍になるものを最初から3倍になるかということ、現実的にはそうではないでしょうけれども、方向としてはそのような方向に向かって作業を進めたというよりも、今は筋論で動いている部分が大きいものですから、そのレベルなんです。

事務局

それと11ページの真ん中辺に「別に定めるもの」ということで、修繕の関係ですけれども、「原則有料化のもの」ということで、5番に総合体育館が載っておりますけれども、現状は去年と比較して非常に安い状態で、市以外の方の利用がかなり増えてきている。それから、次の「施設関係で原則無料化のもの」の中で、カッコで無料施設ということ、それぞれの児童体育館、体育館は無料なんです。そのアンバランスな部分が現に今ありません。それから、「施設関係で原則無料化」ということで、福祉センターから載っておりますけれども、こういったものも再度見直し検証してみようかなということを含めてやっていきたいと考えております。

委員

1回目の時も、私が言ったかもしれませんが、コストに近づけて使用料を上げていくんですか。それとも、使用料に見合うような維持管理と言いますか、その格差を下げるのができないのか。そちらの考えも今、全国で出ていますよね。行政が間接的にやって、このぐらいの管理をしているのか、もっと大きく変えることによって、使用料をそんなに上げないで管理コストを抑えることができるのかとか、そういう話し合いは市民が使うところならば、もっと丁寧にやった方がいいのではないかと思います。

委員長

両面から論議することが必要でしょうね。

事務局

先週まで市内8地区で市政懇談会を市長、助役が参加して実施されました。最初に市から今の財政状況と行財政改革のことについてご説明していただき、総論的に特にご意見はあまりなかったんですけれども、この受益と負担で「無料である」というのが、誰も払っていないのではなくて、皆さんの税金が充てられているから無料であると。限られた税金になった時に、利用者がどこまで負担するかという部分はきちんと説明をし、開示をして、いろんな知恵を出し合いながらやっていくと、程度の問題はあるでしょうけれども、市民

の方も理解してくれるのだろうと。ただ今までの役所がやっているという感覚でいくと、なかなかうまくいかないでしょう。しかし、こちらがいろいろな情報を開示して、やっていくことによって、委員がおっしゃられたような管理のあり方とかを検討していけば、使用料も必然的に出てくるのかなという気がします。これは時間がかかるかも分かりませんが、そのような手法も大事なのかなと、そう思いました。

委員長

委員がおっしゃるような要因からアプローチすることと、やはり無料でいいものもあると思うんです。その根拠付けをはっきりさせることですよ。例えば、私が住んでいる町には南幌温泉があるんです。入浴料が500円なんです。600円に上げたら、人が減るだろうとかある訳なんです。ですから、花ホールの使用料を上げたら他の場所に行ってしまうということも含めて、そのような問題も考えなければならぬと思います。

委員

「減額・免除制度の見直し」と言っていますが、これは今どんな使用料、手数料があるんですか。

事務局

ありますけれども、ただ広い意味では今施設の大部分が原則無料ですから、無料になっている所に減免制度は出てきません。ですから今回はシフトして原則受益者が何らかの負担をするとした時に、減免規定の充実というのが必要だという意味合いも入っています。

それから総合体育館が明らかに無料になっているのは、市の事業ぐらいです。ですから、中学生が入る時も使用料50円を払っていますし、市の事業の部分については、ほとんどが有料という形です。

委員

私は負担をもう少し求めるとというのが、基本的に正しい選択だと思います。素朴な疑問は水道料金が何とかならないのかという話です。先ほどのコスト削減による効率化によって、何とか下げられるものは下げないと、ただどんどん上げていくだけはいけないと思います。水道料金を下げました。でも、体育館などの使用料金は上げますとか。行政がアピールする何らかの努力を示さないと行けないと思います。特に水道料金が高いという印象をみんな持っていると思います。

事務局

そうですね。おっしゃっていることはその通りだと思いますけれども、北広島市の場合、水源がないので全量を企業団から購入しています。そうすると、一般会計が政策的に企業

会計をもってあげるよというような政策判断をしないとやはり難しいという部分もあります。今までもいろんなランニングコストや管理コストを下げようと努力はしているんです。

委員

もうちょっと広域的なシステムにして、何とか下げられないものでしょうかね。

委員長

ただこれは私が北広島市にいた時に、水道審議会の委員をやっていたんですけども。水源がないという事実は相当苦しいです。それでも、少しは料金が下がりましたよね。前はもっと高かったですから。

事務局

水道は別に公共でなくても民業でもいいんです。北広島市の最大のネックは、30数年前に一気に資本の投下が始まったということです。ですから昔から水道のある町のように、減価償却も終わって、借金も払い終わっていて、資本がたくさん蓄積されていますから、その上に乗っかるのならいいんですけども。北広島市はそれまで基本的な簡易水道はありましたが、北広島団地ができた時に、道に作ってもらったものもあるんです。借金はしていないのに、もらっても公益企業で全部反映するので、大きな財産をもらおうと減価償却費だけで大変なのが現実です。そういう体質を考えると、意図的に下げることは政策的にはできるかも分かりませんが、難しさはあるのかなという気がするんです。

ただ一般論的に言うと、先ほど委員がおっしゃったように何でも値段を上げるのではなくて、効率的ないろんなやり方や方法を考えることによって価格を下げる手法も当然出てくると思います。

事務局

子どもはすべて見直して上がるということではありません。例えば扶助費であれば、乳幼児の少子化時代に対応し、場合によっては年齢の引き下げを単独で実施しておりますが、いろいろな考え方が出てくると思うんです。両面の視点を持ちながらも、今のニーズの中で何が求められるかということを考えながら検証していきたいと思います。

委員長

あとはよろしいでしょうか。それでは、最後に残されているのが「行政の守備範囲・民間機能等の活用検討部会」の所です。これも前々回に少し議論がありまして、大幅に修正を余儀なくされたという部分ではないかと思うんですけども、行政の守備範囲の考え方についてご報告いただきたいと思います。

〔事務局からの議案説明は省略〕

委員長

どうでしょうか。最後の廃止や民営化の所に少しいくつか事例を入れていただきたいんですが。

事務局

只今、政策評価の中で500事業を今年と来年で事務事業評価を計画していますが、それを今すべてを下の方に入れることは難しいです。

例えば「廃止」の部分で言えば、先ほども少し話題になりましたけれども、今の社会情勢や市民ニーズが著しく低下している事業では、水洗便所改造貸付資金事業というものがあります。これは昭和49年に制定した事業です。当時、北広島市の東部地区がまだ下水道の供用を開始していなく、処理区域になった区域を普及促進させる目的で誘導的に市が貸付事業をやって、市民の方に水洗化をしてもらった経緯がありました。当時は貸付の資金も利率が6%から7%の時代で、借入金としても相当高額だったと思います。現在は処理区域の中の水洗化率は99%近くになっているということで、すでに普及促進という意味合いは、かなり薄れてきていることと、又ご存知のように金利が下がっています。この程度の貸し付けでは、市民に対してもさほど大きなメリットがないのではないかということから、こういった事業は廃止ということで検討してみたらと考えています。

また「民営化」につきましては、前回もお話しましたけれども、交通傷害保険がございまして、昭和40年代には市民の方に交通傷害保険というような商品があまり出ていなかった時代に市が対応してきた内容です。現在これに代わるものが民間では多くでていますので、市が撤退しても民間で十分対応ができるのではないかという事業も2番では考えられます。

それから「民営化」は市が補助金を出したり、いろいろ関与をしなければならない事業です。これについては、例えば保育園の事業なども現在は公立の保育園、民間の保育園がございましてけれども市が施設の補助ですとか、運営に対する助成、入所者の関係といったものの関与を残しつつ、民間に委託することは将来的には可能かどうか検討できるのではないかと。それから市営駐車場が現在ございまして、今は委託でやっておりますけれども、公設民営ということで、設備を民間に貸し付けて民営を検討することができないのかというあたりも出てくると思います。

また「NPOと市民との協働での実施」は、公民館の活動事業とか、公園の管理も地域の方々と協働して管理することができないだろうか、それから、エルフィンパーク活用事業も市民の方と一緒に協働で実施できないかという内容が考えられます。

あと「外部委託」については、すでに相当実施しております。例えば、一般廃棄物の収集運搬処理、道路の維持管理、火葬場の管理、学校給食については、外部委託で処理で

きるのではないか。

それから「直営で実施」というのは、もちろん法定受託事務の中に出てくるものです。戸籍の部分や住民基本台帳の問題。それから市税の賦課、徴収、生活保護の関係ですとか、法律で決まっているものについては、市の直営でやらなければなりません。いずれにしても、「分類」の中で法令により義務規定があるものとないものに分けていくことで、ほとんどの事業は区分できるのではないかと思います。

「分類」でいえば、各部署でそれぞれの事業をやっていますから、民営化できるものは民間に委ねるということを当てはめて、この精神でやろうという姿勢で検討してみてもどうか。また、「分類」で分けたものについても「民営化」、「NPO等市民との協働で実施」、「外部委託」を追求しつつ、できないものについては「直営で実施」で対応していくという姿勢で、行政の守備範囲というものを考えていってはいかがかなということ、今回見直しをさせていただきました。

委員長

どうでしょうか。

委員

質問させてください。例えば市営住宅とかは、貧困な世帯に対しての住宅政策がないですよね。そうすると、この場合民営化はどうなるのでしょうか。

事務局

市営住宅の場合は確か法令があったのではないかと思います。なので、「分類」から分けていきます。

委員

からでいうと、「直営で実施」ということですか。

事務局

直営になるかは、それぞれのケースで考えてみないと分かりません。それで～ともダメな場合は、直営という形なのではないかと思います。いずれにしましても「民営化（補助金やその他の行政の関与が必要）」、「NPO等市民との協働で実施」、「外部委託」で追求してどうしてもできなければ、「直営で実施」が考えられると思います。それはそれぞれの原課で詰めてもらい、それを最終的に政策評価推進チームがございますので、そこでさらに客観的な見方で判断してもらいたいと思います。

事務局

「分類」の下から2行目に、追求しという部分があります。それでは北広島市にNPOがどれだけあるのかというと、限られているんです。ですからNPOにいろいろと活動していただく中で、任せられるものはお任せをしていく。実際には「お達者塾」という高齢者がいろんなものに参加している集まりがございまして、そういった部分を追求することが一つあると思います。もう一つは規制緩和やPFIは、まさに公の事業に民の資金や民の経営論理を導入していく考え方があります。市営住宅もそのジャンルに入ってくるでしょうし、昨今の内閣府で作っている構造改革の部会で、公の部分をどんどん民にお願いすることが出てきています。そのような動きにもついていかなければならないのではないかと考えています。ちなみに北広島市内の道営住宅はここでいう「外部委託」で、住宅協会に管理を委託しておりまして、市営住宅は直接市役所の建築課でやっておりますけれども、一連の管理を住宅協会に委託する方法もあります。個人情報に関するいろんな部分は、制御していきたいと考えていますが、限りなく1から5の中で整理をしていって、残る部分については「直営で実施」でやることなのかなと。

守備範囲でいうと、「廃止」と「民営化(原則行政は撤退)」には入るものは行政の守備範囲から外れるんです。「民営化(補助金やその他の行政の関与が必要)」から「直営で実施」については守備範囲の範疇です。具体的な手法としてどのような形でやるかという部分で、大きく分けても整理されると思います。

委員長

色分けするとこのような形なんだろうけれども、政策的な判断で結構微妙になってくるものがたくさんあると思うんです。三鷹市は専業主婦を対象とした子育て支援センターを作ったんです。あれはNPOではなくて直営だったんです。直営でないとダメだという判断をしたんです。何故かと言うと、児童相談所や病院の医師、看護師が相談事業をそこでやるとなった時にNPOでは対応できないだろうと。だから直営になったという判断もある訳です。ですから、何が望ましいかというのは必ずしも政策判断をする時には、なかなかスッパリいかない部分がたくさんあると思うんです。だから、何でもNPOがいいかというところでもないです。そういう判断は別途あると思うんです。流動的なものを文章で入れた方がいいと思うんですけれども。

あとは、北広島市はそういうことはしないとは思いますが、NPOに委託する時に、行政の側がどうも安上がりでという意識が強いんです。すごくいい仕事をやっているNPOがあって、行政がやる仕事よりはNPOの方がはるかにいい仕事ができると。だから委託しましょう、というのならいいんですけれども。何だかよくわからないNPOに委託して、行政コストが浮きましたという話になってしまうと、市民サービスの的にどうなのかということが時々あるんです。図書館利用もNPOに委託します。目的は安上がりだけということが結構あるんです。けれども、その時に図書館の読み聞かせ運動をやっているようなN

POグループがあって、そういうNPOに委託すると、レベルが違うんですけども。

だから政策効果がNPOに委託することによって発揮できるような局面をやはりもう一方で見なければならぬと思うんです。コスト論だけではいけない部分があるのではないかと。だから法定受託事務だけではすまない領域があるのかなという感じがします。

事務局

只今、説明いたしましたけれども、いわゆるナショナルミニマム的な部分には、もう選択の余地がほとんど出てこない部分があります。それ以外についてはすべては選択の余地がある中では、一つ一つの事業に関して多角的な見地でどう評価していくかによって、ふるいどこに落ちていくかが出てくると思います。ですからこのフローにはない、いわゆる評価の部分ですべての項目に該当する部分においては、委員長がおっしゃられた効果、手法、手段、有効性などいろんな見地で整理するというのが前提にあります。

委員長

あとはどうでしょうか。

委員

表の下の方の話なんですけれども、このフローの「分類」の一番下の見え方なんですけど、「廃止」ということで同じことではないんですか。

事務局

廃止といいますか、行政が撤退してもその事業は生き残るという意味なんです。

委員

行政はやらないんですね。

事務局

例えば、保険事業のように行政がやらなくても民営事業として、その事業としては成り立っていくということです。

委員

民に委ねるということですか。

事務局

はい。

事務局

市民ニーズがあるものに関しては、受け皿が行政ではなく民というのは、営利法人ばかりではなくて、あえて言うと非営利法人的な部分をイメージしているんですが、そのような受け皿がしっかりあるということで、行政は撤退するという事なんです。

当市での特別養護老人施設の設置は、ほとんどが社会福祉法人がやっているということで、それが撤退というかどうかは別として、もともとその部分は社会福祉法人がそのような受け皿を自ら事業としてやっていただいている中では、もし、市がやっていたとすれば撤退であるでしょうけれども、もうすでにそのような方向にはなっているという部分はこういう所に入るのかなと思います。

委員

分かりました。

委員長

あと、どうでしょうか。

委員 このフローに人と金額がついていく事業があるんです。外部事業は分かりました。今やっている事業を総洗いをしてふるいにかけている訳ですよ。そうすると、その事業には人がいて、お金があると思うんです。最後には人とお金がついてくると、ここまでお考えなのかどうか。

事務局

お金は「民営化(補助金やその他の行政の関与が必要)」から「外部委託」にはお金がついてきます。人については、全く想定はしていません。当然、行政の担当から減ることに関しては、職員の数はこの分野について直ちに退職ということにはなりませんけれども、不補充の用件になるということです。

委員

その件が行財政改革の行き着く所だと思っているものですから、お聞きしているんです。

委員

今、このような分け方はどこでもやっているんですか。結局は受け皿になるんですよ。先ほどNPOのお話をされていましたが、民間企業も入っていると言っていますし、社会福祉法人、公益法人は入っていますし。政策評価や行政評価で見直しながら、受け皿は地元で育てながらやるという方法も必要かなと思いました。

直営で実施できる所は実施しなければならないという所は、ほとんどなくなってきてい

ます。先ほどの公営住宅ですけれども、確か帯広市はPFIでやりましたし、住民票の交付も直でやらないで委託でやっている場所もあります。ですから、本当に残るのが、今の所は税金の徴収はまだ自治体直営ですけれども、そういう所以外は、どんどん始まっているみたいです。

それから、事務事業となっているんですけれども、予算事業と行政事務というものがありますよね。会社の中でいう、一般管理みたいなものです。そのようなものは外部委託にどんどん入っていくのでしょうか。この分け方からいくと、予算化事業というか義務的ないろんな行政運営に必要な事務の方はどのように入ってくるのかなど。事業件数の内訳や金額で見ると、今は義務的な部分がかかり割合が大きくなっているんです。それはフローの中でいうと、どこに入ってくるのでしょうか。

事務局

この中で、例えば下水道事業は、どちらからフローに落ちてくるかといいますと、左側の「法令等による選択事務事業」で落ちてくるんですけれども、「廃止」、「民営化（原則行政は撤退）」、「民営化（補助金やその他の行政の関与が必要）」では難しく、「NPO等市民と協働で実施」から入っていきます。次に、分類的には建設事業はどうなるのか、処理場の維持管理はどうなるのかなどは、それぞれ外部委託直営などに分かれていくと思うんです。その中で更に計画や、事務的な一般管理はどうするのか、徴収の問題はどうするのかなど、細かく分かれてくるとは思うのですが、それはそれぞれの部課の事業の中のメニューを細分化して、できるだけ、「民営化（補助金やその他の行政の関与が必要）」、「NPO等市民と協働で実施」、「外部委託」に当てはめられるものについては、当てはめるように追求してもらおう。どうしてもできないものについては「直営で実施」でやっていく。一つの事業でも相当細かく分かれていくのではないかと検討部会では考えております。

事務局

例えば、総務部門だとか考えればできないものはないと思うんです。北広島市の法制担当者が、常に条例や例規を検討整理する訳ですが、専門の所があってやればできるので、委託も可能ですし、必要ならばそこに守秘義務を持たせて、セキュリティー対策をきちんとやればできます。志木市のような市民委員会を作ってどんどん案を作ってもらえるのであれば、そのような部分は縮小してもいいでしょう。このように考えると、背後にはものすごく可能性の大きい話があると思います。そこまで目指しているかというと、正直言って一気にそこまでステップアップという所までは難しいと思います。今はこのような整理をしていって、何でも行政がやるという体質を変えていこうということがまず当面としてあります。今も委員がおっしゃられたように、振り返ってみると何でもできるなと思います。

委員

市民側から見ると、サービスやいろんな部分の民営化や民間という形で、どんどんやっていく。でも、多分それを何年かやった後に出てくるものもあり、財政状況もグラフとかを見たら、ほとんど義務的経費など管理部門ばかり大きく、事業の予算がすごく小さくなって逆に説明責任を負うような形になりかねません。今の風潮がそうですから、やはりこのようにして民間に出して、小さな政府という感じの自治体を目指す中で、自分たちもスリム化していますという所をある程度見せていかなかったら、いけないと思います。

委員

行政がスリム化することはいいんですが、スリム化し過ぎても困る訳です。全体の流れはこれでいいと思うんですけども。ただ、コンピュータでどんどんスリム化をやると、行政が空洞化して行ってやはり危険だと思うんです。高齢者の方が役所行った時に、対応してくれる人がちゃんといないと困ります。要するに、外部委託で効率化でどんどんやられるよりは、ある程度採算を度外視して、親切丁寧に対応することも必要です。つまり、外部委託したらやはりマーケットメカニズムの世界ですから、採算を考えることばかり拡大していきます。行政の無駄とか、おばあちゃん cameたら1時間でも対応してあげて、安心して帰って行っていただくことも、行政にはそのような所があります。今の流れだと、小さくするのが当然だという話だけでも、「直営で実施」の所ももう少し簡単に見直すことも重要な感じがするんですけども。

事務局

ただ、今の行政の現状というのは、北広島市はまさにそうですけれども、人口も増え、予算規模も増え、職員もどんどん増えていった部分は、ずっと続いていた訳です。100人くらいの職員が400になり、500人と超えて行って、ここ10年ぐらいは抑制傾向になっていますけれども。その部分が本当にスリムになるというのは、重要な部分は何なのかという押さえの中で整理をしていかなければならないと思います。職員アンケート(整理・分析中)では、職員数が多いというより少ないという答えが圧倒的に多かったようです。現場では委員がおっしゃられたように、血の通ったことをすることによって、必要な人員が出てくるんですけども、仕組みを変えてそのサービスを規制するのではなくて、仕組みを変えて行って逆に人件費コストを落とすことによって、市民のいろんな要望とかに応えていくことができるのだと思います。私ども行革担当としては、効率化というのはやはりどうしてもしなければならない分野なのかなと思います。

委員

全体的にはそれは時の流れで、それはもちろんなんですけれども。ただあまり過度にやり過ぎたり、過小になりすぎても困ると思います。

委員長

そうですね。志木市のケースがいいのかどうか、それが問われるんですよね。市役所の中ではそういった意識構造だということですね。

事務局

市役所の中もかなり意識は変わったと思います。アンケートの結果を見ると、問題意識、改革意識を持っている人がたくさんいるということは、そこをどのようにくみ上げられるかが重要です。やはり働いているのは人間ですから、その辺が工夫が必要なのかなと思います。

委員長

確かに北欧、特にフィンランドを見てみると、役所というのは維持管理部門とかの職員が少ないですね。その代わり、現場が多いんです。ホームヘルパーとかみんな公務員ですから。日本はその逆ですね。外部委託がどんどん民間委託していく現場で、維持管理部門だけは残るといような感じですね。そういう面では北欧とは逆の考え方ですね。しかし、かといって流れがあるかもしれませんが、やはり政策判断とか非常に大事になってきますから。全体として直営が全く意味がなくなる訳ではないですから。それぞれNPOに委託する場合の課題とか、アウトソーシングする場合の課題もたくさんある訳で、そういうものを整理していかなければならない。ですから、個別の事業を精査する中で、考えていかなければならないことですね。

審議も出つくしましたので、この辺で終了いたします。次回は1月下旬ころを予定していることを確認して、閉会とします。

<質疑終了17:50>